

## 障がい者雇用の一層の促進に関する要請書

日頃から、労働行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律により、全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がいのある人の自立について共同の責務を有しており、法定雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられております。

道内の民間企業における障がいのある人の雇用状況は、令和5年6月1日現在におきまして、実雇用率は2.58%と法定雇用率(2.3%)に達しておりますが、法定雇用率を達成している企業の割合は53.1%となっており、さらに、本年4月1日から法定雇用率が2.5%に引き上げられることから、未達成企業の解消がより一層急務となっております。

このような状況の中、北海道と厚生労働省北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「北海道労働政策協定」に基づき三者が一体となって、多様な働き手の就業支援や就業環境の整備を図り、産業人材の育成・確保に連携・協力して取り組んでいるところであり、障がいのある人の雇用促進につきましても、北海道、北海道教育委員会、厚生労働省北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が相互の緊密な連携のもと、就業支援の取り組みを進めているところであります。

貴団体におかれましても、在職中の障がいのある人の雇用の維持、法定雇用率の速やかな達成はもとより、障がい者雇用の一層の推進、特別支援学校新規学卒予定者の受け入れ、さらには障がいのある人を多数雇用している事業所や福祉施設等における仕事の確保、障がいのある人と障がいのない人の間の均等な労働機会を確保するために、障がいのある人への合理的な配慮の義務化に伴う一層の取組(令和6年4月から事業者も義務化されます)などにつきまして、深いご理解を賜りますとともに、会員企業等における積極的な取り組みを促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和6年(2024年)2月

各団体代表者 様

北海道知事 鈴木 直道

北海道教育委員会教育長 倉本 博史

厚生労働省北海道労働局長 三富 則江

事業主のみなさまへ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・ 警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・ 児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・ 小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>



## Point

③

### 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

#### ▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

#### ▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## Point

④

### 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

#### ▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

#### ▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



### Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

# 障がい者就労支援企業認証制度

「障がい者就労支援企業」に登録しませんか！



障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業を「障がい者就労支援企業」として認証します。

## 認証取得のメリット！

### ■北海道働き方改革推進企業認定制度で加点評価

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」で、本制度のポイントに応じて1～3点の加点評価



### ■融資（制度融資）

- 認証2ポイントの取得で「中小企業総合振興資金」のステップアップ貸付の融資対象
- 北海道信用保証協会の「未来につなぐ地域社会応援保証制度」融資対象（信用保証料率割引）

### ■総合評価競争入札における加点評価

- 価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については認証ポイントを加点評価
- ※対象業務：道の一部委託業務等

### ■随意契約等の配慮

- 随意契約や入札における対象事業者選定に配慮

## 認証基準

1～6の取組に応じて認証ポイントを取得できます！

（認証には、障がい者雇用率が2.3%以上であることが必要です。）

- 障がい者雇用率 [雇用率2.7%以上]  
【特例子会社】障がい者雇用率 60%以上  
【就労継続支援A型事業所】  
重度障がい者雇用割合（重度障がい者雇用者数 ÷ 全障がい者雇用者数）10.0%以上  
※サービス利用者を除いた職員で算定を行うほうが有利の場合は、従前の方法による。
- 無償により障害者就労施設等の製品販売スペース提供
- 障害者就労施設等への優先発注[年額50万円以上]
- 障がい者の職場実習の受入
- 障がい者の職場定着 [平均雇用継続期間1年6ヶ月以上]
- その他  
障がい者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの  
[ジョブコーチの配置、無償での製品のネット販売など]

## 北海道認証



### 障がい者就労支援企業

働く障がい者を応援しています  
★★★★★★★★★★★★

#### 認証マーク

認証基準に応じて、認証ポイント  
(☆の数で表示)取得

認証マーク使用基準により使用できます

#### 認証の対象者

道内に事業所を有する企業又は協同組合

#### 認証の要件

障がい者雇用率が、法定雇用率以上であって、障がい者の就労支援の取組を継続的に実施していること

#### 認証の有効期間

認証取得の日から3年間

お申込み・詳細は道庁ホームページで

北海道 障がい者 企業

検索



北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係

Tel: 011-231-4111 内線25-730

あなたも

# 障がい者の就労支援の輪を広げる取組 道民一人1アクション

に参加しませんか！

## アクションとは！

道では、新しい社会貢献の形「働く障がい者の応援」に関心のある道内の企業・団体・個人を「参加者」として募集し、**障がい者就労支援に関する取組情報を収集**しています。

参加対象：障がい者の就労支援に関心のある個人・企業・市町村など、どなたも参加可能です！

厳格な基準はなく、幅広い取組を募集します

## 参加者には！

### メールマガジンを発信します！

集約した取組の情報を**メールマガジン**等で広く周知・啓発し、参加者や市町村に情報発信します。

自社の取組のPR・他社の取組を知る機会に！

### ロゴマークを送信します！

参加いただくことで、「障がい者就労支援」ロゴマーク・キャッチフレーズが使用可能です。※シール又は電子データ (.JPG .bmp)

ロゴマークを名刺などに**使って障がい者就労支援の輪を広げましょう！**



「障がい者の就労支援」  
ロゴマーク・キャッチフレーズ

## 主な取組情報例

以下のような取組の他にも、「障がい者を雇用している」「障がい者就労施設等の製品を購入している」「障がい者就労支援ロゴマークキャッチフレーズをホームページや名刺に掲載している」など幅広く取組情報を募集しております。

### 障がい者就労施設等製品の販売を応援！

#### 株式会社イトーヨーカ堂

- ◆毎月アリオ札幌にて、「ナイスハートフェア」を実施
- ◆フェア開催に係る販売スペースを事業所へ無償提供



R3.10開催風景

### 障がい者就労施設等製品の販売を応援！

- ◆週1回、職場でパンの販売受入れを実施



R3.11販売風景

お申込み・詳細は道庁ホームページで

北海道 アクション

検索

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/action\\_nope-ji.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/action_nope-ji.htm)

北海道保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係

TEL：011-231-4111 内線25-730

## 取組事例のご紹介

※このほかにも、あらたな工夫や取組情報を募集しています！

### 障がい者就労施設等の製品の販売を応援

- ① 自社HPに障がい者の事業所のHPのリンクを張り、製品の宣伝をします。
- ② 「ナイスハートネット北海道（障がい者就労施設等の製品協同受注ホームページ）」の宣伝をします。  
(<http://nice-heart-net.jp/>)
- ③ 会社の昼休みに社屋内にパン等を販売するスペースを用意します。
- ④ ポイント交換用の景品カタログに障がい者就労施設等の製品を掲載します。

### 障がい者の職場開拓・職場定着を応援

- ① 関連企業に対し障がい者が就労できるよう積極的に働きかけをします。
- ② 障がい者やその家族の職場見学を受け入れます。
- ③ 障がい者が働きやすいようにサポートする相談員を社内に配置します。
- ④ 障がい者が働く上での悩みなどを聴く相談窓口を社内に置きます。
- ⑤ オフィスを車いすが動きやすいようにレイアウトを変更します。

### 障がい者就労施設等の製品の調達を応援

- ① 営業用の粗品として障がい者就労施設等の製品を採用します。
- ② 社員の昼食に障がい者就労施設等の弁当やパン等を定期的に購入します。
- ③ 名刺やはがきの印刷を障がい者就労施設等に発注します。
- ④ 清掃、除雪作業を障がい者就労施設等に発注します。
- ⑤ 会社ユニホームのクリーニングを障がい者就労施設等に発注します。

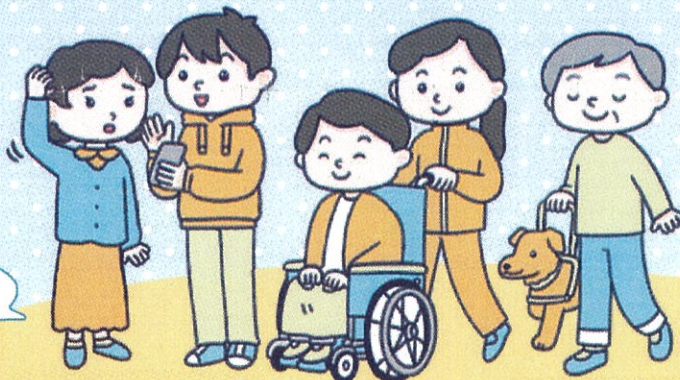
### その他の応援

- ① 道の「障がい者就労支援認証取得企業」の製品を優先的に買い付けます。
- ② 「アクション」や「ナイスハートネット北海道」について業界団体などに紹介します。

しょうがいしゃ さへつ かいしょうほう かいせい  
障害者差別解消法が改正に

# 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。



～できなくて困っています

## 合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

## 社会的バリアを取り除くための申出

～だと助かります



～することでいかがでしょうか

## 建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

～をお手伝いしましょう！



## 合理的配慮の提供

### 知る

## 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



### 調べる

## 障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



## 障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府  
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎ 03-5253-2111 (代表)

## 道立特別支援学校高等部卒業生の就職状況

令和6年(2024年)2月16日  
教育庁学校教育局特別支援教育課

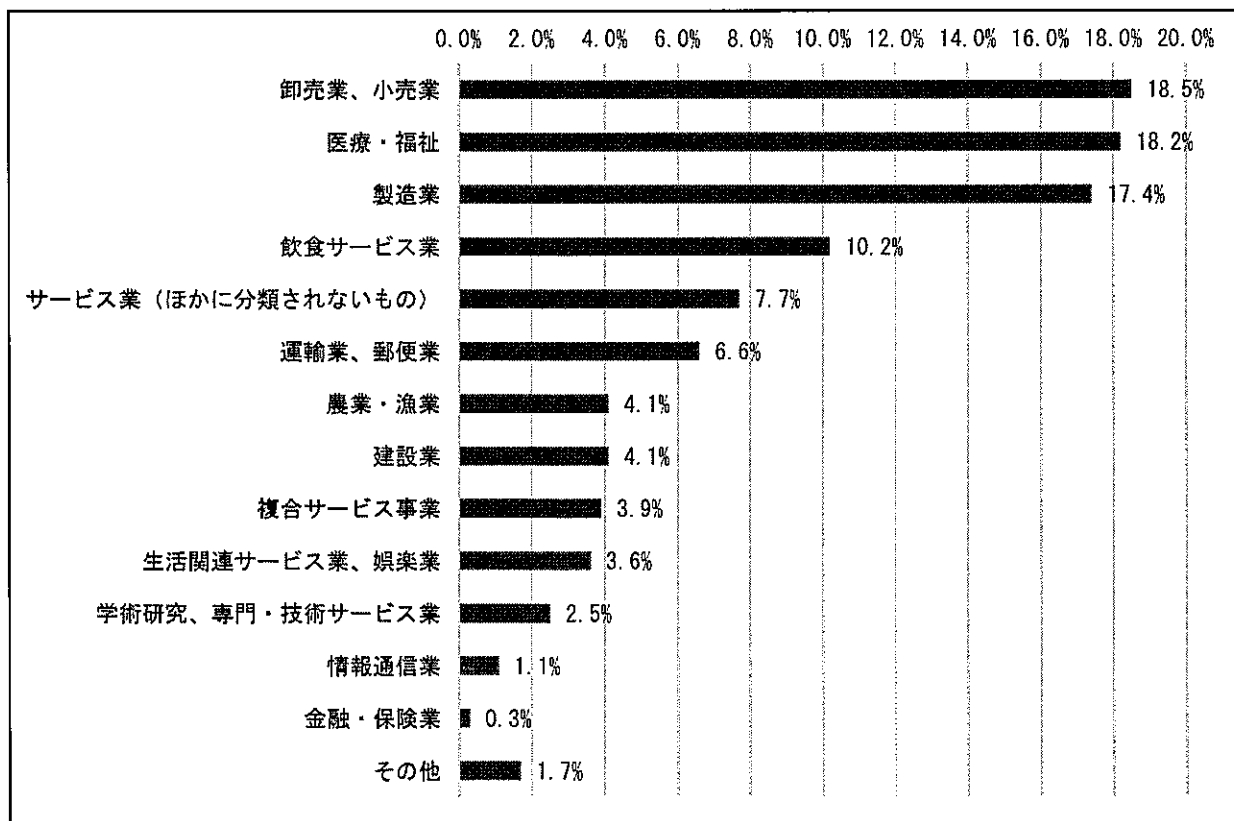
### 1 企業への就職状況(就労継続支援A型を含む。)

#### (1) 就職者数

	H31.3 卒業	R2.3 卒業	R3.3 卒業	R4.3 卒業	R5.3 卒業
卒業生数	698	683	648	659	625
就職希望者数	310	368	323	328	329
就職者数	309	361	322	326	323
割合	44.3%	52.9%	49.7%	49.5%	51.7%

※ 特別支援学校高等部(職業学科)、盲学校及び聾学校の専攻科

#### (2) 業種(R5.3 卒業生)



### 2 今後の課題

- ・ 職業学科では、就職率が20%以下の学校から90%以上の学校があるなど、学校間で大きな差
- ・ 情報化が進展する中、ICTを活用した職種の現場実習先や就労先の確保
- ・ 法定雇用率未達成企業や障がい者の雇用実績の少ない企業に対する障がい者雇用の理解促進
- ・ 就労の継続や離職の防止に向けた企業、特別支援学校、福祉等の関係機関の連携

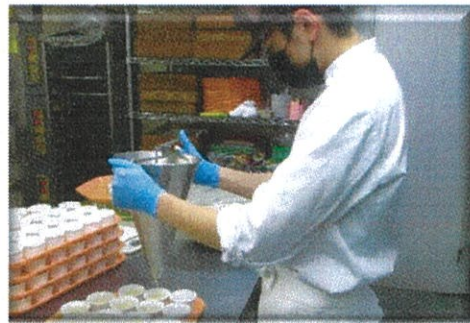


令和5年度(2023年度)

# 特別支援学校 企業向け見学会

北海道では、生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、障がい者雇用への理解を深めていただくため、特別支援学校の見学会を実施しています。

障がい者の雇用に関心のある企業の方は、どなたでもお申込みいただけますので、是非ご参加ください。



プログラム

10:00～12:40 頃終了予定（伊達高等養護学校を除く）

- ① 学校説明
- ② 障がい者雇用に関する説明
- ③ 校内（作業学習）見学
- ④ 質疑・アンケート等

8/24(木)	新篠津高等養護学校 新篠津村第45線北13	10/30(月)	美深高等養護学校あいべつ校 愛別町字南町27番地
9/26(火)	市立札幌豊明高等支援学校 札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1	11/7(火)	札幌視覚支援学校 札幌市中央区南14条西12丁目1-1
9/28(木)	札幌稲穂高等支援学校 札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1	11/9(木)	札幌高等養護学校 札幌市手稲区手稲前田485-3
10/3(火)	雨竜高等養護学校 雨竜町字尾白利加92-21	11/15(水)	札幌あいの里高等支援学校 札幌市北区あいの里4条7丁目1-1
10/18(水)	小平高等養護学校 小平町鬼鹿田代577番地2	11/16(木)	新得高等支援学校・中札内高等養護学校・中札内高等養護学校幕別分校・帯広養護学校 合同 会場は新得高等支援学校：新得町西2条南7丁目2
10/19(木)	美深高等養護学校 美深町字西町25番地	11/29(水)	旭川高等支援学校 旭川市5条西5丁目
10/20(金)	白樺高等養護学校 北広島市輪厚621-1	12/4(月)	伊達高等養護学校 伊達市松ヶ枝町105-13 (※ 開始時間は、13:15～15:55)
10/24(火)	千歳高等支援学校 千歳市真々地2丁目3-1		

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更や中止となる場合がありますので、最新の状況は、ホームページで御確認ください。



## 参加者の声

- 初めて見学会に参加させていただいたが、今後の障がい者雇用に向けて色々検討する課題も見えてきたので、前向きに色々検討したい。
- 実際にどんな作業をし、どういった声かけで指示されているのかなど拝見できたことが、たいへん有意義でした。
- 将来のことを考えながら、一生懸命取り組んでいる姿が印象に残った。

申込み方法は裏面をご覧ください➡

詳しい情報は、ホームページで



北海道

主催：北海道、北海道教育委員会

共催：厚生労働省北海道労働局

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部

■参加申込みについて

- ・ 申込方法：申込専用サイト(<https://www.harp.lg.jp/1fEVoMN2>)  
または、下記申込書によりFAXでお申し込みください。
- ・ 締め切り：参加を希望される見学会の実施日1週間前までとします。
- ・ その他：参加申込後、受付完了をメールまたはFAXによりお知らせ  
します。前日までに案内が届かない場合はお手数ですが、  
下記までお問合せください。



申込専用サイト

令和5年度特別支援学校企業向け見学会参加申込書

参加を希望される学校名に○をつけてください。

- ・ (8/24) 新篠津高等養護学校
- ・ (9/26) 市立札幌豊明高等養護学校
- ・ (9/28) 札幌稲穂高等支援学校
- ・ (10/3) 雨竜高等養護学校
- ・ (10/18) 小平高等養護学校
- ・ (10/19) 美深高等養護学校
- ・ (10/20) 白樺高等養護学校
- ・ (10/24) 千歳高等支援学校
- ・ (10/30) 美深高等養護学校あいべつ校
- ・ (11/7) 札幌視覚支援学校
- ・ (11/9) 札幌高等養護学校
- ・ (11/15) 札幌あいの里高等支援学校
- ・ (11/16) 新得高等支援学校・中札内  
高等支援学校・中札内高等  
養護学校幕別分校・帯広養  
護学校 合同
- ・ (11/29) 旭川高等支援学校
- ・ (12/4) 伊達高等養護学校

企業名			業 種	
所在地				
電 話		F A X		
e-mail				
参加者	所属・役職・氏名（申込み担当者の方は、氏名の後ろに○を記載ください。）			
来校の際の車使用の有無（台数）			台	
※可能な限り、1台での来校にご協力ください。				
リモート開催となった場合の参加の可否（どちらかに○をつけてください）			参加する・参加しない	
【ご質問・ご連絡等】				

□申込書送付先 FAX：011-232-1038

□お問合せ先 TEL：011-204-5349

（北海道経済部労働政策局雇用労政課 就労支援係 担当：中村）

特別支援学校とは…

様々な障がいのある幼児、児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。  
また、今回見学会を実施する学校は、知的障がいのある生徒を対象としており、専門教科や作業学習・実習等の学習を通して、勤労の意義を理解するとともに、将来の職業自立や社会参加を目指し、必要な基礎的・基本的な能力や実践的な態度を育てることを目標とした学校です。

# 令和5年度 特別支援学校企業向け見学会 実施結果

北海道（経済部労働政策局雇用労政課）

## 1 開催日程及び実施校、参加企業

	開催日	学校名	参加企業数
1	8月24日（木）	新篠津高等養護学校	中止
2	9月26日（火）	市立札幌豊明高等支援学校	7
3	9月28日（木）	札幌稲穂高等支援学校	13
4	10月3日（月）	雨竜高等養護学校	3
5	10月18日（水）	小平高等養護学校	9
6	10月19日（木）	美深高等養護学校	13
7	10月20日（金）	白樺高等養護学校	20
8	10月24日（火）	千歳高等支援学校	14
9	10月30日（水）	美深高等養護学校あいべつ校	1
10	11月7日（火）	札幌視覚支援学校	8
11	11月9日（木）	札幌高等養護学校	8
12	11月15日（水）	札幌あいの里高等支援学校	9
13	11月16日（木）	新得高支援学校、中札内高等養護学校、中札内高等養護学校幕別分校、帯広養護学校 合同	17
14	11月29日（水）	旭川高等支援学校	6
15	12月4日（月）	伊達高等養護学校	8

## 2 実施

主催：北海道、北海道教育庁  
 共催：厚生労働省北海道労働局  
 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部  
 協力：公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

## 3 実施結果

・参加企業等数 82企業等  
 ・延べ参加企業等数 136企業等  
 ・延べ参加者数 203名

【参加企業等の主な業種など】  
 製造業、食料品製造業、食肉製造業、水産加工・卸業、飲食業、小売業、運輸  
 ・運送・物流業、建設・建築業、清掃・クリーニング業、旅行業、旅館・ホテル  
 ・宿泊業、放送業、印刷業、ビルメンテナンス業、農業・農産物団体、介護事  
 業、医療機関、学校法人、社会福祉事業、障がい者福祉施設、就労継続支援A  
 型事業所、就労継続支援B型事業所、官公庁、経済団体、NPO法人

## 4 実施日程（基本的な流れ）

10：00～ 開会、学校挨拶  
 10：10～ 学校の説明  
 10：40～ 障がい者雇用に関する説明（障害者職業センター・ハローワーク）  
  
 11：10～ 校内見学  
 12：10～ 意見交換  
 12：40 終了

## 5 参加企業等参加者の感想（主なもの）

- ・全ての科を見学させていただいて勉強になった。実際に生徒さんの動き（説明も含めて）を見ることができて今後の支援にしていきたい。
- ・生徒さんの働く力、社会に出るための力を育む取り組みをされていることが伝わってきた。私自身非常に勉強になった。
- ・すれちがう生徒の皆さんが明るく挨拶をされる様子が印象的で、社会性を身につけることにもしっかり取り組まれていることが感じられた。
- ・生徒の皆さんは、挨拶もきちんとできて礼儀のしっかり身につけていることに感心した。
- ・一般就労へ進む方が少ないが、生徒や様子を見学させていただいた感じでは、他の学校と差は見られない。
- ・生徒さん達がとても明るい印象があった。
- ・挨拶が素晴らしかった。整理整頓。どこの場所に行ってもきちんとなっていた。
- ・廊下ですれ違ったときに元気に挨拶をしてくれて、とてもすてきなと思った。ひたむきに頑張っている姿を見ることができ、私自身感動した。
- ・生徒達の熱心な説明など頑張りが見え頼もしかった。